

5) 屋外広告物の許可手続き

屋外広告物の許可の申請は、下表の管轄区域に該当する県土整備事務所又は権限移譲を受けた市町へ提出する。

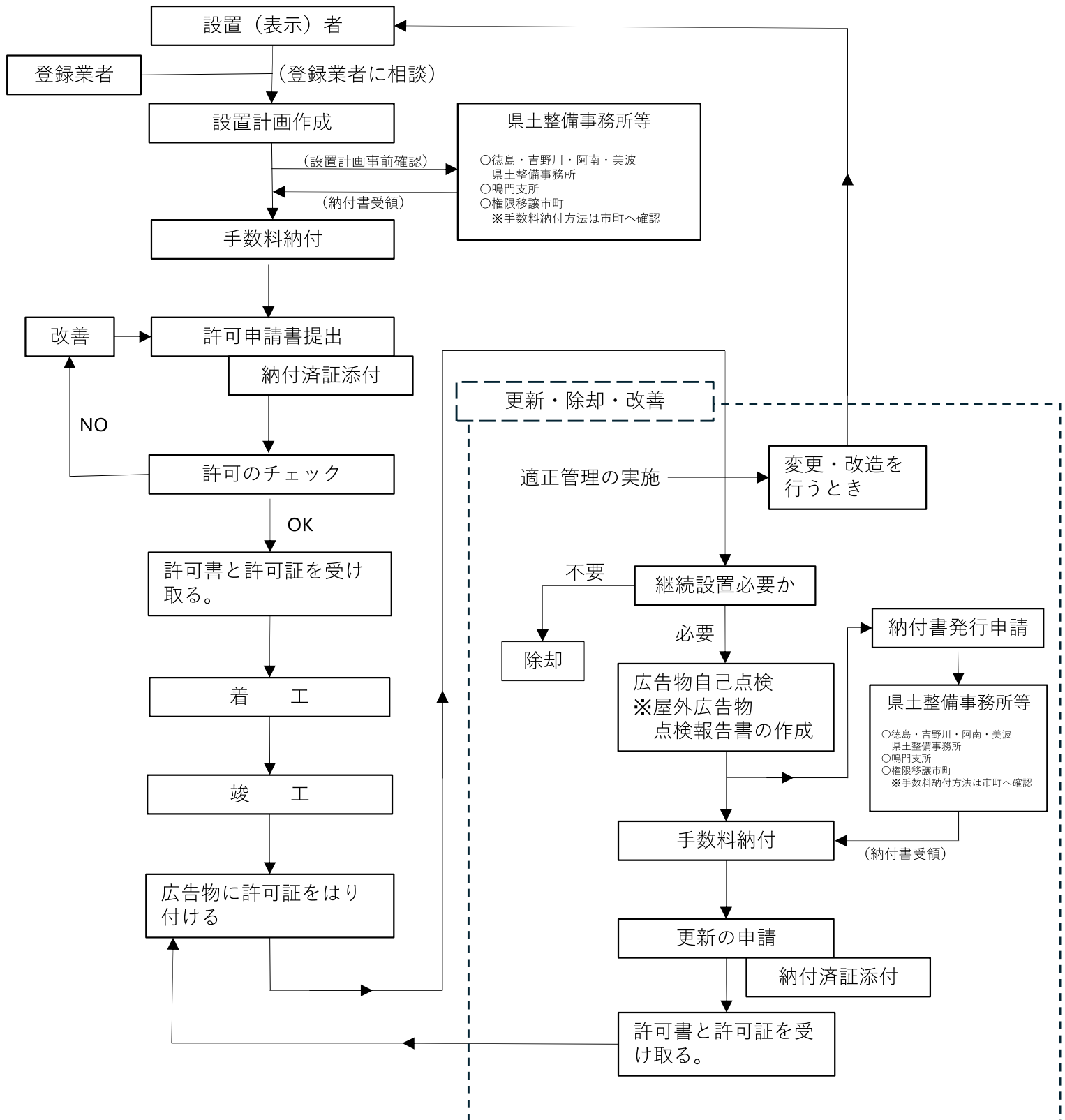
- 許可申請書を提出する際には、必要書類を添付すること。また占用許可や工作物など他の法令に関係する屋外広告物である場合は、関連する法令の確認等が必要である。
- 許可申請にあたっては、表1及び表2に示す許可手数料を納付するものとし、徳島県が管轄する区域については、徳島県納付書等による納付、権限移譲市町については、各市町が指定する方法により納付すること。
- 許可を受けた者は、許可書とともに交付する許可証(ステッカー)を当該広告物に貼りつけること。
- 許可期間は、原則1年以内であるが、堅ろうな広告物等(鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔等)については、3年以内となっており、許可期間を超えて広告物等を設置する場合は、更新申請書を提出する必要がある。(注：更新申請の有無にかかわらず、3年程度で広告物の自己点検を行い、安全性を確保するように努めること。)
- 許可を受けた広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、広告物等の面積若しくは高さに変更を加えない、又は当該許可の条件に反しない程度の通常必要と認められる修繕、補強又は塗り替え等の軽微な変更又は改造については、変更許可を受けなくても良い。

表一屋外広告事務担当一覧

名 称		住 所	管 轄 区 域
徳島県	徳島県土整備事務所	〒770-0865 徳島市南末広町6-36 電話 088-653-8838	徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町 佐那河内村・神山町・北島町
	徳島県土整備事務所 鳴門支所	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128 鳴門合同庁舎 電話 088-684-4584	鳴門市・松茂町・板野町
	吉野川県土整備 事務所	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 吉野川合同庁舎 電話 0883-26-3746	吉野川市・阿波市・石井町・上板町
	阿南県土整備事務所	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 阿南庁舎 電話 0884-24-4236	阿南市
	美波県土整備事務所	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 美波庁舎 電話 0884-74-7462	美波町・牟岐町
権限移譲市町	美馬市	〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 美馬市役所 環境課 電話 0883-52-8020	美馬市
	三好市	〒778-8501 三好市池田町マチ2145-1 三好市役所 管理課 電話 0883-72-7681	三好市
	那賀町	〒771-5295 那賀郡那賀町和喰郷字南川104-1 那賀町役場 建設課 電話 0884-62-1167	那賀町
	海陽町	〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場 建設防災課 電話 0884-73-4159	海陽町
	藍住町	〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町役場 建設産業課 電話 088-637-3122	藍住町
	つるぎ町	〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3 つるぎ町役場 建設課 電話 0883-62-3115	つるぎ町
	東みよし町	〒779-4795 三好郡東みよし町加茂3360 東みよし町役場 建設課 電話 0883-79-5342	東みよし町

徳島県 県土整備部 都市計画課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2568

図－屋外広告物許可の手続き



注：高さが4 mを超える広告物等の場合は、別に工作物の建築の確認申請が必要

6) 許可手数料一覧表

表1－許可手数料

		表 示 面 積	単位	金 額
建物利用広告物	壁面利用広告物 (壁 面 広 告 物) 又は 突き出し広告物	30㎡を超えるもの	1 件	1, 000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに500円を加算した金額
	屋上利用広告物 (屋上広告物)	30㎡以下のもの	1 件	2, 000円
		30㎡を超えるもの	1 件	2, 000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに1, 000円を加算した金額
独 立 広 告 物		10㎡以下のもの	1 件	2, 000円
(敷地内広告物、 野立ての広告物)		10㎡を超えるもの	1 件	2, 000円に10㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに2, 000円を加算した金額
堅ろうな広告物等		上記の手数料の額に百分の三百を乗じて得た額とする。		

表2－早見表

表示面積 (㎡)	壁面利用広告物 (円)		屋上利用広告物 (円)		独立広告物 (円)	
	1 年	堅ろうな広告物等	1 年	堅ろうな広告物等	1 年	堅ろうな広告物等
～10			2,000	6,000	2,000	6,000
10～20			2,000	6,000	4,000	12,000
20～30			2,000	6,000	6,000	18,000
30～40	1,500	4,500	3,000	9,000	8,000	24,000
40～50	2,000	6,000	4,000	12,000	10,000	30,000
50～60	2,500	7,500	5,000	15,000	12,000	36,000
60～70	3,000	9,000	6,000	18,000	14,000	42,000
70～80	3,500	10,500	7,000	21,000	16,000	48,000
80～90	4,000	12,000	8,000	24,000	18,000	54,000
90～100	4,500	13,500	9,000	27,000	20,000	60,000
140～150	7,000	21,000	14,000	42,000	30,000	90,000
190～200	9,500	28,500	19,000	57,000	40,000	120,000
290～300	14,500	43,500	29,000	87,000	60,000	180,000
490～500	24,500	73,500	49,000	147,000	100,000	300,000

注：堅ろうな広告物等とは、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔等。